

## 第3回 三河家住宅保存活用検討委員会 議事録

開催日時：平成25年2月26日（火）午後2時～5時

開催場所：徳島市役所11階教育委員会室

出席委員：7名

山中英生委員、玉有繁委員、清水真一委員、坂田千代子委員  
金森直人委員、上野静夏委員、矢部洋二郎委員

欠席委員：2名

中村英雄委員、梯学委員

指 導：徳島県教育委員会教育文化政策課 山田正之

調査報告：公益財団法人文化財建造物保存技術協会 小林裕幸、齋賀栄二郎

事務局職員：5名

社会教育課 松平芳典社会教育課長  
杉本正春社会教育課長補佐  
勝浦康守主任主査兼文化財係長  
宮城一木文化財係主事  
西本沙織文化財係主事

徳島城博物館：瀧山雄一

### 議事内容

#### 1 開会

山中英生委員長よりあいさつ  
松平芳典社会教育課長よりあいさつ  
第1・2回議事録の公開について

#### 2 議題

- (1) 保存活用計画策定の流れ
- (2) 計画書目次案
- (3) 保護の経緯
- (4) 計画区域
- (5) 環境保全区域（区分）
- (6) 現況調査報告
- (7) 保護に係る諸手続き

#### 3 報告事項

#### 4 閉会

## 【協議事項】

事務局：本検討委員会での議事録の公開についてお諮りしたい。

委員：議事録は情報公開の請求があれば公開するというので事務局が作成していると思います。検討委員会はかなり長期にわたるので、議事録は出していく方がいいですし、この場で決まったことの要約も伝えていく必要があると思います。

事務局：議事録の公開の要請があれば対応します。

文建協：（１）保存活用計画策定の流れ（２）計画の目次案について、資料に基づき説明。  
（以下、概略）

（保存活用計画について）

保存活用計画の目的は、所有者等（徳島市）が重要文化財の現状と課題を把握し、保存活用を図るために必要な事項や所有者等が自主的に保存活用のためにできる範囲等を明らかにし、また、これらについて所有者（徳島市）と県と文化庁の間の合意を形成しておくことによって、所有者等（徳島市）による自主的な保存と活用を円滑に促進することを目的に策定するものです。

三河家住宅の保存活用計画策定における三つの課題についてですが、一つめに個人の所有から自治体の所有に変更されたことで、より広く公共性が求められます。二つめに利活用の検討、所有者の変更により三河家住宅を住宅として使用することが難しくなっています。三つめに根本修理の必要性、築80年以上の三河家住宅には大規模修理が必要となってきます。

保存活用計画の構成は、保存管理計画、環境保全計画、防災計画、活用計画の四つの計画の連携として構成されています。まず、計画区域の設定、これは保存活用計画が対象とする範囲を明確にします。本日の委員会では、整備年代の設定を提案したいです。年代の設定とは、建造物の価値や状態を考慮した上で、どの時代の建造物を目指して修理・整備するのかを定めることです。この整備年代の設定は保存活用計画の基本方針となりますので、計画全体に方向性を与える点で重要となります。

（スケジュールについて）

本日、第3回目の委員会は徳島市と文建協で行ってきた建物調査の中間的なとりまとめ報告の会と位置付けています。この委員会での協議を受けて調査、内容の計画を進めていきたいです。全体的な流れとしては、保存活用計画の策定後は耐震診断を挟んで保存修理工事に入ることが想定されます。

（計画書の目次案について）

保存活用計画を構成する章立ては第1～7章となります。第1章が計画の概要、第2章が三河家住宅の概説、第3章が保存管理計画、第4章が環境保全計画、第5章が防災計画、第6章が活用計画、第7章が保護に係る諸手続きとなります。計画の概要は保存活用計画が何を目的にされ、何を対象としているのかについて、

通常、第2章の三河家住宅の概説もこの中に含まれるのが多いですが、今回は別章にして史的に変遷や建造物の特徴を書き上げます。保存管理計画は現況を把握し、どこに価値があるのか所在を明らかにし、保護の方針をまとめるものです。環境保全計画は敷地全体、三河家住宅を取り囲む周辺の保全をどのようにしていくのかについてまとめます。これについては、周辺の景観に関連する市の条例等を明記する内容をとることができればと考えています。防災計画は、防火、防犯への対策、活用計画は活用の基本的な方針及び計画の概要を示します。保護に係る諸手続きは、文化財に対して行為を起こすとき、文化財に事故があった場合にどのような事務手続きをとり届出、許可が必要なのかの手続きを記すものです。

委員：本題に入る前に、前回からの検討へ経て、今回に至る経緯について説明をお願いします。

事務局：第1・2回では活用計画について検討をしていただきました。その過程で、市民WSを開催した経緯があり、その成果をもとにこの場で活用計画の議論を進めていただきました。もう一方で建物本体の保存管理計画については、第1回の検討委員会の際に、文化庁から建物の現状についての調査、すなわち保存管理計画の作成については専門家の調査を受けるようにとの指導がありました。この文化庁指導を受け、H24年度から文建協が現在の三河家住宅の建物調査を実施しています。最終的に保存管理計画、環境保全計画、防災計画、活用計画をまとめることによって保存活用計画の策定ということになります。

本年度から建物調査を実施していますので、今一度、全体スケジュールの流れを委員の方々に文建協の方から説明していただきました。

委員：という訳でp3のスケジュールが出ているのですね。活用計画というのはこのスケジュールの中でどのように入っていくのですか。

事務局：次回の第4回の検討委員会において、第1・2回で検討いただきました内容をもとに活用計画の方針を提案させていただきたいと考えています。次回には保存管理計画の方も少し固まった内容で提示できると思いますので、両者を重ねての検討をお願いします。

委員：目次案の章立てですが、全体の名称は「三河家住宅保存活用計画」で、各章ごとに、保存管理計画（整備計画）、環境保全計画、防災計画、活用計画、そして第7章に違う言葉、「保護」というのがあります。用語上の概念、最上位計画と個別計画の文言の整理についてはどうですか。

文建協：保存活用計画に関しては文化庁から「保存活用計画策定指針」というのがあり、今回提示しました章立てについてもこの指針の中で明示されているのを参考にしています。確かに、同じような用語が出てわかりにくいですが、保存活用計画の中に保存管理計画、環境保全計画、防災計画、活用計画が並んでいると考えていただきたいです。ただ、この四つは並列な計画ではなくて、相互に調整し各計画に

フィードバックさせる必要がありますので、入り組んだ構成になっています。最後の保護の諸手続きは、事務手続き的なところを書き上げる章となっておりますので、他の章とは意味合いの異なる章であると考えてください。

委員：この委員会はドキュメントを作る場であると認識していません。市民にとってどういう意味をもつのかを議論して、市民と対話するための検討委員会であると思うので、できるだけわかりやすい言葉を使っていただきたいです。所有者と文化庁の計画の間ではドキュメントは必要であると思いますが、市民としての立場で行政と結ばれる保存活用計画がどうあるのかが関心事です。

文建協：文化庁では重要文化財に指定された建物を、今後、保存修理であるとか、活用しながら後世に伝えていくとか、どういう方向で活動していくのかということについては保存活用計画を作るという流れになっています。

委員：それで結構です。この計画自体を作るのは検討委員会の仕事ではなくて、我々はそれを理解してどのような市民としての意味があるのかを考えたいです。

委員：この検討委員会を立ちあげたときの設置要綱があると思うので、確認したいのですが。

事務局：設置要綱では「(設置の目的) 第1条 徳島市が寄附を受けた国指定重要文化財三河家住宅の保存及び活用に関する計画の策定に関して必要な事項を検討するため三河家住宅保存活用検討委員会を設置する。」です。

委員：今の文言からすると必ずしも市民向けという言葉は出てきませんので、委員会として市民に参加しているという性格がありますが、保存と活用に関する計画ということで、かなり具体的・専門的な内容の計画を作ろうとしているのですが。この委員会ではそぐわないのではないかという意見ですか。

委員：計画自体の文言というよりは、それが市民にどういう意味があるのかというのが関心事であるということです。

委員：P3の予定ではH24年度が調査なのですが、H25年度に計画ができあがるのか。H26年度に耐震診断、H27年度に修理ということですか。一番関心の大きいいつから見られるのかというのは、早くてH28年度からになるのですか。

文建協：根本的に雨漏りがひどくて、鉄筋コンクリートの壁なのですが、その中に水が入っていたりして、壁の中にある鉄筋も大分傷んでいる状況です。当然、耐震補強もしなければならないので、そういうことを考えると1年で修理工事は終わらないです。

委員：耐震診断と修理工事の間で耐震設計、補強設計というのが1年ぐらい入ると思うのですが、この予定には入っていないので、修理も2～3年かかるということで、このままではみんな忘れてしまうのかなという気がします。保存も活用も情報を流し続けてあげないといけません。

委員：この作業を市民的な観点で見守っていくかということがなければならないです。

技術的な検討だけではもたないでしょう。このスケジュールの中にどのようにして市民的な関心を醸成していくのか、あるいは利活用に向けて関心をもたらすための仕掛けを考えていかなければ、この会の意義がないということです。

委員：現状、相当傷んでいるということで、一般に常時公開するための安全性が確保できている段階ではないと認識しています。修理し一般公開するまでの間、普及啓発といたしましょうか、市民にどれだけ知ってもらえる努力ができるのか、今の段階では市民が中に次々と入ってという形でない啓発活動が必要なのかと思います。

委員：そのあたりのことをスケジュールに入れ込んでいただいた方がいいと思います。

事務局：資料（３）保護の経緯、（４）計画区域、（５）環境保全区域（区分）について一括説明。

委員：P8の終わりで「川の駅ネットワーク構想」の行がありますが、「導線が分断されており・・・公共空間の環境整備に努める」というのはどういう意味ですか。

事務局：現在「川の駅構想」が検討されています。停泊場がどこになるのかということもあるのですが、中心市街地から三河家住宅を目指した場合、想定されるコースは新町川遊歩道です。ただ、その場合、県営駐車場と市道富田浜線が三河家住宅の間に位置していることから障害になるということです。

委員：関連事業に挙げられていませんが、鉄道高架事業があります。新町川橋梁以南が対象であるので三河家住宅に隣接することから、状況は変わると考えられます。たとえば、高架が事業化すれば高架化に並行して新町川と三河家住宅の接続の方法がでてくるかもしれないです。それだけでなく、全体の景観的なことも大きいと思います。不確定要素はあるのですが、鉄道高架の計画についても取り巻く環境の中で必要であると思います。

事務局：景観的な問題もありますし、側道的なものが敷設されると新町川と三河家住宅を結べる可能性もあると思います。現時点で鉄道高架は不確定要素ですので記載していませんが検討してみます。

県教委：景観計画や景観まちづくり条例については策定中ですか。

事務局：景観計画については、H25年度に実効予定です。

県教委：その中でこの地域のことも触れられていますか。

事務局：触れられています。市道富田浜線の南側の私有地については、建物等の建設時には景観に配慮を必要とする届出対象地域となっています。届出でありますので、高さ制限があるというのではなく、景観に配慮を要する行政指導の対象地となります。

県教委：高架事業にも影響してくるのかなという気がします。

委員：もしこの建物の景観保全という議論をするのであれば、どこからこの建物を見るのかということを押さえておく必要があります。たとえば対岸からの景色だとか、車窓からの景色であるとか、そのようなものを保全することの方が重要な気がし

ます。高架ということもありますが、住宅が見られる場所の保全をしておく、変な招聘物を少なくとも公共機関は設置しないという視点が重要かと思いますので、視点場を確認しておく必要があると思います。重要文化財の周りの景観計画の中にも規定があり、書けることが可能な範囲は決められると思います。ほとんど努力規定ですが、所有者が市であるので、市ができることは書いておくべきです。

委員：この保存活用計画は誰の名前で出ますか。

事務局：教育委員会です。

委員：教育委員会として他部局に対する要望もここに書いておきたいということですか。

事務局：たとえば、三河家住宅の西隣に駐車場スペースがありますが、外から三河家住宅を見る視点場の一つですが、駐車場としてオープンスペースがとられているので、現状では景観的に問題となりません。また、三河家住宅の中から眉山が眺望できる視点的価値を維持するためにもこの西側の空間は景観的に重要であると思われます。ただ、教育委員会が民有地に対して規制をかけることはできませんので、他部局で進めている景観形成の保護に関する計画を取り込みたいと考えています。

委員：価値観というのか、認識というものにもとづいたことを記載したいということですね。

委員：いろいろ記載している他部局の計画を詰めていくものなのか、それとも教育委員会としての価値認識みたいなもの考え方を唱えておいて、これをもとに他部局と詰めるのですか。

事務局：計画は教育委員会にありますが、記載する段階では他の部局と調整しますし、他部局の計画の中での位置付けも調整したいです。

委員：経緯のところで、三河家住宅が徳島市へ寄附されたとありますが、寄附するにあたり活用の方法についてはどうですか。

事務局：寄附にあたり、特に前所有者からの話しはありません。前所有者は自分の住まいに対する愛着はもたれているとは思いますが。

委員：こういうメンバーにいらなくてもいいのかなと少し思いました。何もないのであれば自由にできるのですね。

事務局：段階を上がった時や最終的に計画ができた時には、前所有者に対する説明は必要であると考えています。

文建協・事務局：(6) 現況調査報告 (7) 保護に係る諸手続きについて資料にもとづき一括説明。

委員：ポイントは P34 のところの整備年代の設定だと思うのですが、「三河家住宅を当初の状態に復することを目指し、保存・整備を行うことが望ましいと考えられる」とあり、具体的に P13 の時代区分の I 期でよろしいですか。

文献協：そうです。

委員：屋根はどうですか。

文建協：I期の屋根については、古写真と一部に当初の屋根が残る部分があり、黒色の棧瓦が葺かれていました。

委員：屋根の形状はどうか。

文建協：形状については大きく変わりはないです。ただ、3階のこども室には胴窓が付いていたことが古写真からわかります。

委員：先程、風景の議論をしましたが、どちらの風景にみなさんが感じをもっているのかということが結構重要です。

事務局：I期の状態に戻すと現在の屋根瓦は全部取り外して、黒色の棧瓦になります。

委員：少し景観的な議論をした方がいいのかもしれませんが。

委員：外観は変わってきますか。

文建協：外観に大きく影響するのは、2階の南側に張り出して鉄骨で支えられている便所がありますが、これは当初の建物との取り付きに大きなクラックがあること、また、当初のものではないので復原するとすれば取り払うことになります。

委員：南側は見ることもできなし問題はないのでは。

委員：ある時期を設定して当初の形態ということ考えた時に、敷地全体で考えた時、敷地内にあるいろいろな物の位置付けというのはどうなるのですか。

文建協：それは少し難しいところがありまして、市道が拡張されて敷地の北側に白い大理石で造った池があったことがわかっているのですが、そういったものが失われていて、庭については当初の状態というものが今ははっきりとわからないので、周辺も含めてどういう状態にもっていくのかは今後の議論となります。

委員：整備年代の所で、内部は当初のI期が、外観は赤い三角屋根の洋館というイメージでファンができていると考えると、屋根は戦後のII期以降という混在もありませんか。復原が当初形態になるのは残念な気がします。

委員：市民として愛好したいという意識があるのは、あの風景なのかなと思います。

文建協：文化財サイドで申しあげれば、復原とか整備とか手をかける時は、先程の保護の手続きにもあるように現状変更の手続きをします。復原すれば建物としての価値は上がると思われませんが、文化審議会で復原行為が適切であるかどうかの審議を受け許可をもらうことになります。そうすると内部が当初で外観が現状のままという時代的に整合性のとれないということで許可というのはいらないのではないかと思います。

県教委：修理工事には国の補助金を使うと思うので文化庁の指導を受けざるを得ないです。現状変更許可を出していただきますが、申請をする以前の段階、調整の段階で外観と内部が違うということに指導が入ると思われます。

委員：屋根の問題が残りますが、基本的には当初の状態にしこの建物を魅力ある状態に直すという方向性はいいと思います。それから敷地に関しては、原状とは変わっており、しかも敷地内には当初にない石造物もあつたりしますので、庭について

は現状維持なのでしょう。岩屋はどうですか。

文建協：岩屋は昭和4年に建造されていることがわかっていますので、当初と言えますが、全部が当初かと言えば後に手を加えているところがあります。はっきりわかっているのは、内部に三つほど楽器練習室を設けており後から造ったものだとわかっています。外観の造形的な部分でも後で手を入れたということを前所有者から聞いています。

委員：屋根の色ですが、三河家住宅が文化財登録された時とか、重要文化財として評価を受けた時に、建築単体の価値はもちろんですが、景観としての価値の文章化はないのですか。魅力があるのが景観にあるとするとⅠ期よりⅡ期に戻すこともあるのかと思います。戦後の三河家住宅ということで県民や市民に愛着が出てきて今の存在・価値があると多くの人が思っているのであれば、景観としての価値も大きいと思います。そのような選択はないのでしょうか。混在は駄目だというのなら、戦後のⅡ期に三河家住宅の価値を選択すれば赤い三角屋根の選択もあると思います。

事務局：重要文化財に指定された際に景観としての価値付けに関する文章化はされていません。基本的に考えていただきたいのは、この住宅を建てた三河義行、設計者である木内豊次郎の二人の住宅に対する価値観、技術的・意匠的な価値を再現することが三河家住宅の本来もっている価値を引き出し、それを人々に伝えることが大切であると考えられます。今、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期という説明がありましたが、Ⅱ・Ⅲ期については戦後にさまざまな理由から改変された形であり、三河義行や木内豊次郎が描いた住宅に手を加えたものであります。ある意味それは文化財としての本来の価値を損なっているとも理解できます。ただ、人々にとっては見慣れた風景であるかもしれないですが、それは本質を見ておらず仮の姿を見ているだけで、三河家住宅の仮の姿に愛着を求めているように思います。そうではなくて、この住宅のもつ本来の姿を呼び起こし、それを次世代につなげその価値を共有できる使い方を目指すべきではないかと考えています。

委員：そうだと思いますが、それについて市民的な理解をつくることは相当大変で、それ自身が意味のある取り組みになると思います。

委員：重要文化財としての価値を市民がどのように理解するかということだと思います。

委員：この建物の価値を伝える中で、今の屋根はこうだけれど、かつてはこうだったということを素直に伝えていくしかないのかと思います。私は部外者なので、この建物の赤い三角屋根という定着ぶりのイメージはないのですが。神戸とか函館とかの洋館で文化財の修理をする時に、そういう問題が時々ありまして、ペンキの色だとか、その時は見慣れた景観が一変したことで反響がありますが、変わればそれなりに定着しているのも事実です。建築物というのは所有者によって色が塗り替えられるということがあり、それを元に復することにどれだけの意味がある

のかという議論もありましたが当初の色にしています。全く見慣れた風景、こんな屋根どころでなく景色が一変してしまうというぐらいの衝撃がありますが、そういうのを乗り越えてきているという感じです。

委員：いずれにしましても、どういう形になるのかということをも市民と対話していかないと、単純にこの建物が重要文化財としての価値をもつということをも市民はほとんど理解していないと思います。風景としては理解しているかもしれないですが。そのあたりの方法をよく検討していただいて、どういう形になるのか、どのように市民に伝えていくのかを検討していただきたいです。

委員：鉄道効果も長らく動かないだろうと思われていたのですが、最近、新聞報道等を見ると具体的に動きそうな感じです。そうすると景観的に大きな影響があり、三河家住宅をⅠ期に復するというだけでなく鉄道高架部の姿も含めて新しい景観を創造する部分もでてくると思います。すなわち、建物を最初の姿に戻すというだけでなく、鉄道高架というものを折り込んだ新しい景観を創造していく視点がでてくると思います。

委員：文化財の価値としての議論をいかに市民的に伝えていくか、これはもともと重要文化財であるという認識の下に保存しようということではじまった議論ではないので情報提供をお願いしたいです。

委員：調査を続けていただいて、来年度、計画をつくるということでいいですか。

事務局：はい。

委員：次のステップになるのですが、防災計画の所で震災津波をどうするのか、予想図を見てみると若干の浸水地域になっていますが、それをどうするかですね。

事務局：あの場所は浸水します。防災計画の中で検討してみます。

委員：P26の部分・部位でちょっと難しいなと思ったのは、現在の内装はあるけれど、その裏に当初のものが隠れているかもしれない。完全に分かりきらない状態でこの計画を作らざるを得ないということなので、当初が残っている場合を想定した基準も必要なのかと思います。

文建協：そういう場合は、一つには備考とか※印を付けながら、この裏にはそういうものが想定されるというように書くか、あるいは現状での判断を書いておいて、その裏に何があるのかがわかるのは修理工事に入ってからだと思いますので、修理工事でわかったことを精査して計画を差し替えます。文化庁も修理をすると状況が変わることを想定し、その際には計画書を差し替えるというスタンスでいるので、今回計画を作ればそのままずっとというのではなく、そのあたりは柔軟に対応していきたいです。

委員：現状での壁・内装の部分ということの意味するものでいいですね。

文建協：ただし、その後ろにあるかもしれないと書いておけば、剥がす時に注意できるので、想定できるものは書き込もうと思います。

委員：復原するのであればⅠ期のものをできるだけ掘り起こし、確かに屋根の色とかありますが、建物の価値を見いだすとすればⅡ・Ⅲ期という中途半端なものでなくて、昭和初期に造られた建物が復原された方が市民的には感動を与えられると思います。色が変わろうがどうしても、昭和初期にこんな建物を建てた人がいたということに建物の価値が出てくるので、そういう伝え方の方がいいと思います。かなり修繕をしなければならないし、今回のプロジェクトではいかに住宅の価値をあげていくかということですので。高架を止めてくれと言っても止まるものでもないし、高架を下げてくださいと言ってもできるようなものでもない。津波の話もいつくるかわからないですし、三河家住宅だけの問題だけではなく近隣に住んでいる人はどうするという話なので。昭和初期の時代にこんな建物が徳島でこういう人たちの手でできましたということをお伝えされることでその凄さがわかればいいと思います。

私なんかはどう利用したらいいですかと聞いても市民の方は知らないですよ。県庁の高架の所に低いけったいな建物があるでしょと言っても、そんなのあったけとか、建物に関心のある人やまちづくりに関心のある人とか、私の周辺の人には知っていますけど、ちょっと離れた人は市内の人でもほとんど知りません。そんなレベルかということもあります。ですからこれは逆にチャンスであって、徳島にもこんな古き良き時代のものが、戦争の時に焼けることもなく残っているというのをいいタイミングで打ち出していけば、ある意味、財になるという気がしています。

委員：全くそのとおりだと思います。活用を何にするのかということを決めてから修理をした方がいい。元の通りにするというのを決めた後で活用方法を決めるとある程度制限されてくると思います。

委員：私もそう思っていたんですが、ある程度こういうように使いましょうという状態で修理をする、トイレをどうするかということを考えればとっていたのですが。そうではなくて、重要文化財としての価値を法律にもとづいてかたちをつくって、何ができますかということなのです。

事務局：この場では保存管理計画を先に立てた上で活用をどうしましょうかということではなく、活用のイメージを共有し保存管理計画と並行的に議論を進めています。文化財建造物の活用は、とりあえず元に修復してから、それに見合った活用を考えるということがほとんどだと思うのですが。いろいろな活用方法と保存管理計画を同じようなレベルで検討していくことができればと考えています。

文建協：重要文化財として指定されたことに価値があり、日本の歴史の中で国民共有の財産で、昭和初期の鉄筋コンクリートでこの地にこのように建てられたということに価値に対し重要文化財という看板をもらった訳です。まず、それがあってその建物をどうやって使うかということです。歴史的な建物をうまく使い込んでまち

づくりという考え方もありますが、重要文化財でできれば一番いいのかも知れませんが、重要文化財は建物としての価値を守る、維持する後世に伝えるというところがあるので、それとは違うとこでうまくできると思います。

委員：たとえば、広くたくさんの人に見ていただくものをつくるとして、お手洗いがいると思っても周辺に造るということですか。カフェをしようと思っても建物内ではなく、外ですということですか。

文建協：そのあたりは難しいです。まずは建物の価値はどこにあるのかを調べて資料を作っていますが、それを再現してカフェを入れ込むことができれば入れ込むし、ここまで建物が再現されれば入れ込めないとせば別の施設を敷地の脇につくるとかになります。重要文化財に指定されたということをまずは重要に考えるべきです。

委員：現状のままで放っておくと指定から外れるのですか。

文建協：指定を外されるということはないです。

委員：早く修理しなさいという指導が入ります。

委員：その予算は誰がもつのですか。

委員：所有者が修理します。

事務局：三河家住宅の修理は徳島市が負担します。

委員：P4の活用計画の記載が標準的な内容とするということで、他の箇所と同じ並びになっていますが、方針が文化財的になっているように思います。

このままでいくと重要文化財としては元の状態に戻るけれど、半年もすると見たい人は教育委員会へ連絡して鍵あけて見てくださいという状態になりそうと、もう少し活用を考えませんかというのがスタートだったと思うのです。あまりに文化財文化財してしまうと1年も経てば、見に行く人がいない状態になるので、少し反省を踏まえて、使われつつ文化財として見てもらう活用の仕方を考えませんかということが当初はあったように思うのですが。

委員：標準的な内容というのはあたり前のことという意味ではなくて、標準的な構成という意味ですね。

委員：修理だけでなく管理の体制も検討していただいて、毎日公開できる体制をとれるのかということが重要かと思います。

委員：市民ワークショップでのアイデアは使えないということですか。

事務局：いいえ、そういうことはありません。三河家住宅での空間利用について考える場でした。重要文化財として修復後に、どのような使い方ができるのか、お茶を飲む場であったり、展示できる場であったりということで、活用のアイデアを幅広く検討していただきました。

委員：たとえば、そのような事例はあるのですか。神戸とかの重要文化財的な建物の中が見学でき、何か催しのものや飲食をしているとか。

事務局：重要文化財でレストランはあります。美術館もあります。自治体が直接管理運営するのではなく、企業・NPOのような民間団体が、自治体にはないノウハウを駆使して重要文化財という建物の中で活用を行い、そこには不特定多数の人が集まっています。

委員：たとえば、そこに企業が入り営利目的なことを市として認めるのですか。

事務局：まだ、そこまで市としての考え方はないのですが、大阪や神戸ではそのようなことを始めようとしているという事例もあるようです。自治体としてもお金をかけた建物を遊休させておくことはなく、どんどん活用しましょうということです。管理運営で言いますと、指定管理も考えられますが、指定管理の場合自治体の負担がありますが、賃貸契約では賃貸料をとることができ、維持管理費は活動収益の中で賄ってくださいという考え方もあるようです。

委員：それでしたら、可能性は随分でてきます。

事務局：重要文化財としての価値を損なわず活用するという理解のある企業やNPOが管理運営に携わるということです。

委員：どのように維持管理していくのかということですね。

委員：これまでの会議をふり返るとさまざまな利活用の話がありまして、文化財の保存が基本にあってそれを押さえておく必要があり、今回、その相方の保存管理計画が出されています。これから保存管理と利活用が自然とうまくいくようなものではなく、緊張関係になっていくので、どこに折り合いを求めていくかというプロセスになってくると思います。

委員：基本的には保存をメインにして、保存というのは建物の魅力ある状態、活用を儘すると建物の魅力を損なってしまうケースが少なくないです。たとえば、昭和初期の室内空間の中に活用と称してこのようなテーブルが並んでいれば部屋の魅力が損なわれる、歴史的な建造物の中で博物館として使っている例でよく失敗する例がそれで、建物としての魅力を損なわず活用できるのかということがポイントです。収益の問題も出ていますが、一般の公共建築が重要文化財になっている例とは参考にならなくて、小さな建物、小さな空間であるので、そんなに大勢の人が入って何かができるというのではなく、非常に収益率の高いものでない限り成り立たないです。他の活用事例で言われているもので、住宅建築としての事例はないのかなと思います。大阪では市民に向けて貸会場的にやっている例があります。空間を市民グループがどのように使うのかを考えてを市に要望しています。予定調和的に決めているのではなくて、使用する側が活用を決めています。いずれにしても、三河家住宅は狭いスペースであるので相当考えなくてははいけません。

委員：みなさんのイメージの中に保存とういうのがどのレベルにあるのか相当違うようで、どういう所を保存していくということも大切であると思いますし、利活用に

ついてはどういう形があり得るのかということをお中で議論していただくということでおいいですね。また、次回、ご提案いただくということお。制約条件として維持管理をどのレベルにもつていくのか、どういった活用があるのか、その可能性も含めてこの場で議論していただきたいです。ただ現実にお動くのは随分先になりますので、それまで市民との対話をしていくのかについて提案をしていきたいとお思います。また、今回の議論も市民との対話に使っていただけてほしいです。

委員：たとえば、ある企業にこういう委員会で利活用を検討していると話す時、企業がそれを借りたお言えば、テーブルに乗せることは可能ですか。

事務局：保護の方針や活用の方針が固まってくる段階で、それらの方針に乗れる企業やNPOとの話し合おはできるとお思います。

委員：公募というおは。

事務局：指定管理におおて公募があるおので可能だとお思います。

委員：維持管理だけの指定管理もあるおでしょうし、そのお中で何をするおのかということもあおります。少し幅広く提案をしていただけて可能性のあるお中で議論したいです。ただ、それはここだけの議論では決まらないおので、市民的な意見がでてくる場をつくるおことが重要で、単に計画を作っても現実にお動かない可能性があおります。

委員：自分の住宅だおと思って意識をもつてくれる必要があおります。

委員：使お方は公共でなくて、事務所でもいいおのですか。一般の人が入れなくても。

事務局：事務所として構える場合でも、公開できる部分については公開・活用をしてもらおえるおような条件を付けるおようになるおかなとお思います。

委員：限定した空間のお中で、何がどう使えるおのかということをお整理する必要があおります。修復のレベルがここでお決まった段階、どの場所はどう使えるおということが確定した段階で、ではどんな可能性があるおのかということおです。そこのおところをもう少し具体性をもつて提案していかないと、イメージだけで語つておてもうまくいかおないです。また、そんな規模で成り立つおということもあおります。可能性としてあるものをおとにかく列挙していただきたいです。ただ、大勢がいつもお入るおは無理だおとしても、見学会とかをしてもらおえれば関心が続くおかとお思います。何をしているおかわからないお状態で放つておかれたりして、市民がわかららおないままにならないおようにしてほしいです。

議題について協議し、第3回三河家住宅保存活用検討委員会を終了したお。